

第 1 1 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 5 月 1 0 日

上富良野町農業委員会

第11回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年5月10日(木) 午後6時30分から午後7時20分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

| 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 2 | 三好 利和 | 3 | 白井 一宏 | 4 | 一色 悟 |
| 5 | 舘尾 雄治 | 6 | 井村 悦丈 | 7 | 井村 昭次 |
| 8 | 杉本 隆一 | 9 | 岡和田 淳 | 10 | 石橋 信次 |
| 11 | 富田 成一 | 12 | 青地 修 | 13 | 中瀬 実 |

4 欠席委員 1番 長谷川 裕見

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2 報告第1号 農地法第4条の諮問の答申について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 土地の現況証明書の下付について

日程第8 議案第5号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について

7 農業委員会事務局職員・説明員

| | | | | |
|----------|----|-------|----|--------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 菊池 哲雄 | 主任 | 長谷川 千晃 |
|----------|----|-------|----|--------|

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
9番 岡和田淳 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の指名**は、会議規則第13条第2項により議長において、7番 井村昭次 君、 8番 杉本隆一 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条の諮問の答申について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」 1番の件につきましては、1月の総会で許可相当とご議決いただきました〇〇〇〇さんの植林転用につきまして、答申が来ています。時期は、隣接する土地の〇〇〇さんの農林水産大臣の許可の関係からこの時期になっております。隣接する〇〇〇さんの植林転用につきましては、4月10日付けで農林水産大臣より転用許可が下りています。2番3番につきましては、4月10日総会で許可相当の議決をいただいた案件です。いずれも許可ということで、答申を得ています。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
事務局より、諮問第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合 外1組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権3件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成24年5月10日提出 上富良野町長 向山 富夫。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議長 諮問第1号 所5番、6番について、提案に関する補足説明をお願いします。
12番 青地 委員。

青地委員 4月24日午後6時30分より、〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇〇〇で開かれ売買2件の利用集積が成立いたしました。所5番、6番、出し手の〇〇〇〇さんが、急に体調を崩され農作業ができないことから、売買に出されました。会議には奥さんの〇〇さんが、代理で出席いたしました。所在地は、東〇線道路を挟んだ〇〇さんの自宅周辺の土地です。東〇線の西側、自宅の建っているほうを〇〇〇〇さんが、東側を〇〇〇〇さんが引き受けることになりました。

所5番、受け手の〇〇〇〇さん、酪農をされていて草地確保のため、規模拡大をするものです。価格は、10a当たりの単価で〇〇〇番1が17万5千円、〇〇〇〇番1が18万2千円となりました。

所6番、受け手の〇〇〇〇さんは持っている土地の一部を手放し、自宅の近くに土地を求めたいということで取得するものです。価格は、10a当たり18万7千円となりました。慎重審議いただき、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所5番、6番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。所5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所7番について、提案に関する補足説明をお願いします。 10番
石橋 委員。

石橋委員 5月1日に〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇〇〇で
開かれ売買1件の利用集積が成立いたしました。
所7番、出し手の〇〇〇〇さん、先程説明のありました〇〇さんの土地を買われ
て、離れたところに持っていた土地を売却ということです。自宅周辺に農地を
集積することから、離れ地の水田を売却するものです。所在地は、東〇線北〇〇
号、〇〇〇〇の南側の水田です。受け手は、〇〇〇〇、規模拡大のため隣接す
る水田を取得するものです。価格は、10a当たりの単価が19万円です。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所7番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、所7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○ほか4名、譲受人 ○○○○他4件について審議を求めます。 平成24年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 7番 井村です。1番について、補足説明をいたします。
出し手の○○○○さんほか4名兄弟で、相続した土地を売却するものです。
受け手の○○○○さんは、規模拡大のため隣接する土地を取得するものです。
所在地は、○○○○○前から西○○線道路に向かう、○○道路に接しています。
慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号2番、3番、4番について、提案に関する補足説明をお願いします。 8番 杉本 委員。

杉本委員 8番 杉本です。2番、3番、4番について、補足説明をいたします。
出し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、親子です。
平成22年から賃貸をしていたが借り手の都合により、合意解約した農地を賃貸するものです。受け手の〇〇〇〇さんは、規模拡大のため賃借をするものです。
所在地は、〇線北〇〇号の〇〇さん自宅周辺と、〇道を挟んだ農地です。
慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号2番、3番、4番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号2番の採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
11番 富田 委員。

富田委員 11番 富田です。2番について、補足説明をいたします。
出し手の〇〇〇さんは、賃貸を継続するものです。受け手の〇〇〇〇さんは、
賃借を継続するものです。所在地は、西〇線北〇〇号の自宅周辺です。
慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号5番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の
件を議題といたします。
事務局より、議案第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による
農地の転用申請のあった転用計画者 ○○○○ について、審議を求める。
平成24年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請の農地は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設建設のため
用途変更となり、転用計画に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 7番 井村です。 議案第2号について、補足説明いたします。
所在地は、西○線道路に隣接する○○さんの自宅周囲の農地です。
農業機械の大型化と作業機械の増加により、倉庫、作業スペースが必要なため
施設整備するものです。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人（有）○○○○○他1件について審議を求める。平成24年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、農用地区域外の農地で肉牛肥育牛舎等の施設整備に伴う、隣接地の転用許可申請です。

2番は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、500m以内に役場、町立病院、小学校がある第3種農地と判断されます。

いずれの計画も、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議長 議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。
2番 三好 委員。

三好委員 2番 三好です。1番について、補足説明いたします。売主は、離農して農地は賃貸していましたが、合意解約しています。所在地は、東○線道路と北○○号道路の南西に隣接する土地です。転用経過は、肉牛の増産に伴い、肥育牛舎、堆肥舎等を増設するため隣接地の取得ということです。
○○さんの他の農地は、売買に出されています。明日の幹旋会で、集積が進められます。慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。

8番 杉本 委員。

杉本委員 8番杉本です。2番について補足説明いたします。売主は、すでに離農しています。買主は、現在自衛隊に勤務しています。土地の現状は、周辺の宅地化が進み個人住宅などが建っています。上下水道も整備され、転用に支障ないと考えられます。所在地は、自衛隊駐屯地の北側の宅地造成地の中にあります。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

白井委員 周辺の土地は、農地ではなくなっているのですか。

事務局長 ○○○の右側は、農地の状態です。道路を挟んだ正面の区画割りされていると土地と白地の大きなところは、農地として利用されています。申請地の左側と1区画あけた右側は、昨年転用された土地です。周辺は、上下水道も整備され、宅地化が進んでいる、転用に問題のないところです。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、「農地法関係事務に係る処理基準」の規定に基づき土地の現況証明書下付申請のあった〇〇〇〇について証明書を下付したく審議を求める。
平成24年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第4号について、調査を行った担当委員の補足説明をお願いします。
11番 富田委員の補足説明を願います。

富田委員 4月23日に井村昭次委員、長谷川委員と現地調査を行い、調査地は農地と認められました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第5号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第5号を説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。

先の協議会でご審議いただきました、評価及び点検並びに活動計画について意見募集を4月末日まで行いましたが、期間中に意見が寄せられなかったことから、原案のとおり決定することについて、審議を求めるものでございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第5号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

青地委員 4違反転用への適正な対応の(2)目標面積2.7haとなっていて、実績が0ですが、これは進んでいないということですか。

事務局長 火山灰採取現場が、復元されないことから改善されていないということです。

議 長 他にありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 なければ、質疑を終了いたします。

これより、**議案第5号**を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第11回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 7時20分

上記第11回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年5月10日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印